

第22期第15回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年8月3日 14時

場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、加藤 元、久貴谷 英二、田中 義人、
松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、辻 裕樹、工藤 智司
(欠席委員氏名：厂原 勝彦、田畑 明、水野 諭)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 佐々木水産課長、村山漁業管理係長

4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

5 議事事項

議案第1号 檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）の免許申請について（答申）

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

6 協議事項

(1) 令和5年度 秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について

7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第15回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の佐々木課長、村山漁業管理係長です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中12名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、久貴谷委員と田中委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）の免許申請について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号について、ご説明します。

資料1-1をご覧ください。

令和5年7月20日付けで北海道知事から当海区に対し、檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）の免許申請について諮問がありました。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により、海面共同、区画漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により、当委員会の意見を聴くものです。

告示された共同漁業権18件、区画漁業権21件、計39件の漁場に対し、「ひやま漁業協同組合」一者から、それぞれ免許申請がありました。

当委員会では、申請者が、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、同法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否かについて、ご審議いただくこととなります。

なお、道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請がなされています。

ご審議頂く前に、漁業法第71条第1項並びに同法第72条について、ご説明します。

資料1-3をご覧ください。

漁業法第71条第1項に規定する免許をしない場合として、

第1号 申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき。

第2号 海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。

第3号 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

第4号 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

とされています。

次に漁業法第72条に関してですが、まずは、資料1-4をご覧ください。

今般ご審議頂く共同漁業権、区画漁業権に関し、それぞれどの条文により適格性をご判断頂くか、フロー図にてご説明します。

まずは、免許を受けた者が、自らその漁業を営むか否かにより判断します。

当海区における共同漁業権、区画漁業権とも組合が免許を受け、漁業

日光局長：者は、組合からの行使承認により漁業を営むこととなりますので、免許を受けた者が、自らその漁業を営まない「団体漁業権」、つまり、第2項が適用されます。

次に、区画漁業権に関してですが、現行の区画漁業権とおおむね等しいか否かを判断します。

当海区の漁場計画は、現行と比較して、内容の一部廃止、区域の一部縮小といった変更しかございませんので、おおむね等しいと考えられることから、「類似漁業権」、つまり、第1号が適用されます。

一方、共同漁業権に関しては、このような判断はなく、第2号が適用されます。

これらを踏まえまして、資料1-3にお戻りください。

共同漁業権につきましては、漁業法第72条第2項第2号により、適格性をご判断頂くこととなりますが、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上である場合、その申請者は、適格性を有するということとなります。

次に区画漁業権ですが、漁業法第72条第2項第1号により、適格性をご判断頂くこととなりますが、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上である場合、その申請者は適格性を有するということとなります。

資料1-2をご覧ください。

本資料では、道による審査の結果、それぞれの漁場番号毎に、申請者が、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当するか否かについて記載されていますが、全ての漁場において、申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされておりまして。

以上を踏まえまして、漁場番号毎の申請者1件ずつご審議願います。

なお、この審議にありましては、申請者が、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言頂く必要がありますので、よろしく願います。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び同第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当するか否かにつきましては、漁場番号

工藤会長：毎に審議する必要があります。

共同漁業権の免許申請について、檜海共第1号、檜海共第2号、檜海共第3号、檜海共第4号、檜海共第5号、檜海共第6号、檜海共第7号、檜海共第8号、檜海共第9号、檜海共第10号、檜海共第11号、檜海共第12号、檜海共第13号、檜海共第14号、檜海共第15号、檜海共第16号、檜海共第17号、檜海共第18号に対する免許申請者は、いずれも、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： それでは、各共同漁業権の免許申請者は、漁業法第72条の適格性があり、かつ、同法第71条第1項の免許をしない場合には該当しないものとして、知事に答申いたします。

次に、区画漁業権の免許申請について、共同漁業権同様、漁場番号毎に審議する必要があります。

区画漁業権の免許申請について、上国海区第1号、上国海区第2号、乙海区第1号、乙海区第2号、熊海区第1号、熊海区第2号、大海区第1号、大海区第2号、北海区第1号、北海区第2号、瀬海区第1号、瀬海区第2号、奥海区第1号、奥海区第2号、奥海区第3号、奥海区第4号、奥海区第5号、奥海区第6号、奥海区第7号、奥海区第8号、奥海区第9号に対する免許申請者は、いずれも、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び同第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： それでは、各区画漁業権の免許申請者は、漁業法第72条の適格性があり、かつ、同法第71条第1項の免許をしない場合には該当しないものとして、知事に答申いたします。

次に、定置漁業権に係る公聴会の開催についてです。

定置漁業権の素案につきましては、前回の委員会で内容について異議ない旨決定しました。

近日中には、知事から漁場計画案が諮問され、公聴会を開催することになりますが、公聴会の開催については、公聴会に関する手続き規程により、委員会の決議が必要となります。

この場で、公聴会の開催について提案したいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員一同： はい。

工藤会長： ご賛同を得ましたので、事務局から説明させます。

日光局長： まず、前回委員会以降の定置漁業権に係る漁場計画の進捗状況につきまして、ご説明します。

資料1-5をご覧ください。

定置漁業権素案に対する水産林務部からの回答が7月11日付けであり、素案の内容で特段問題ない旨回答がありました。

また、素案の内容につきまして、渡島海区漁業調整委員会等との協議を行い、そこでも特段問題ない旨回答がありましたことから、素案の内容をそのまま「振興局最終案」とし、7月18日付けで檜山振興局から水産林務部に対し提出されております。

現在は、知事によって「原案」が作成され、その「原案」に対する利害関係者の意見聴取がなされております。意見聴取終了後、漁場計画案として、知事から諮問される予定となっております。

それでは、第15次定置漁業権の漁場計画に係る公聴会の日程（案）について、ご説明します。

資料1-6をご覧ください。

公聴会は、5月に実施しました共同・区画漁業権の公聴会会場から、定置漁業権の漁場計画を有しない奥尻地区を除いた管内2箇所で、9月1日に開催したいと考えております。

時間につきましても5月同様に、午前10時から、上ノ国地区、江差地区、乙部地区、熊石地区を参集地区として、乙部町みなと交流館で開催、午後2時から、大成地区、北檜山地区、瀬棚地区を参集地区として、ひやま漁業協同組合瀬棚支所で開催したいと考えております。

公聴会の出席委員は、工藤会長並びに資料に記載の委員の皆様と考えておりますが、日程が決まり次第、改めて別途ご連絡させていただきます。

このような形で開催したいと考えておりますが、最終の決定につきましては、会長にご一任くださるようお願いいたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 公聴会の開催は、事務局の案のとおりとし、日程等の決定は、会長一任ということでよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第2号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、当委員会の意見を求めるものです。

資料2-1は、知事からの諮問文です。

次に、資料2-2をご覧ください。

対象漁業は、水産林務部漁業管理課処分の北海道沖合海域における道外者を対象としたいか釣り漁業です。

当該漁業につきましては、従前の許可の有効期間満了に伴う新規の許可を行うにあたり、令和5年3月13日開催の当委員会でご審議頂き、異議ない旨答申いたしました。が、今般、青森県から新規着業に係る追加公示の依頼があったことから、改めて、制限措置の内容及び申請すべき期間について審議いただくものです。

内容といたしましては、区分6（道南・太平洋海域）におきまして、1隻の公示を予定しております。

申請すべき期間につきましては、通常、1月を下らない範囲において定めることとされておりますが、本件につきましては、6月1日から当該漁業の漁業時期が開始していること、また、青森県での調整の結果、申請予定者が特定されており、第三者による申請が想定されないことから、漁業者の操業の時機を逸しないよう、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第2項の規定に基づき、10日間に短縮し、令和5年8月28日から令和5年9月6日を予定しているものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、協議事項（1）「令和5年度 秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」について、事務局から説明させます。

日光局長： 協議事項（1）について説明します。資料3-1をご覧ください。

「令和5年度 秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」について、令和5年6月26日に開催された第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会において決定された旨の通知文です。

日光局長： 次に、資料3-2をご覧ください。

この実施方針は、秋さけの安定的な資源造成と適正利用を図り、漁業経営の安定に資することを目的としており、「秋さけ親魚確保対策の推進」及び「密漁対策の推進」の2つを柱としております。

本日、ご協議いただき内容は、この実施方針の第1の2 親魚の確保の(2)に関してです。

この中で、「各海区漁業調整委員会は、振興局から地区連絡協議会で決定した措置の円滑な実施のため、要請があった場合には、揚網等による自主規制などの必要な措置を講じるものとする。」と定められております。

親魚の確保について振興局から要請があった場合、早期に海区委員会を開催して決定することが困難なことが想定されますことから、その場合の自主規制措置の決定を、昨年同様、正副会長に一任願いたいということでもあります。

なお、前回の委員会において報告いたしました、河川における秋さけの推定遡上数は、当地区においては、前期・中期・後期と全ての期において、捕獲計画数を上回る予測となっていることを申し添えます。

工藤会長： 協議事項(1)について、事務局の説明が終わりました。

振興局から揚網等の自主規制の要請があった場合の対応について、正副会長に一任願うとのことではありますが、ご意見・ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

以上で、本日の委員会の議事は終了です。

ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： (意見等なし)

工藤会長： それでは事務局から、次回の開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、9月10日の週を予定しております。よろしく申し上げます。

工藤会長： 本日の委員会は、これもちまして終了します。